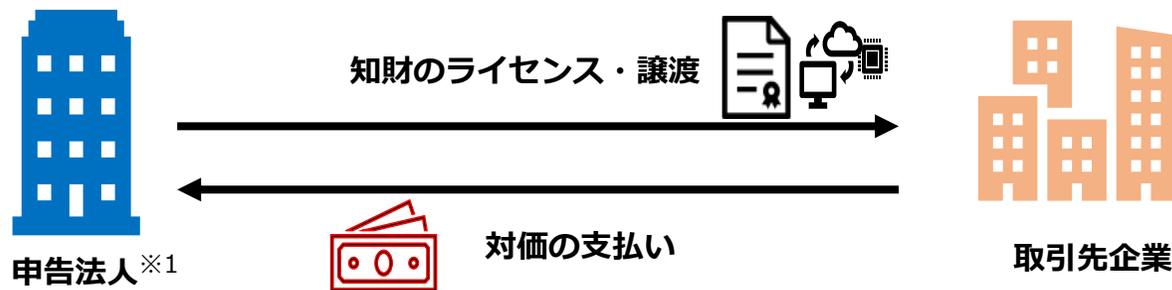


# イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について

# イノベーション拠点税制の創設の背景

- 各国では、研究開発税制によるインプット等に対するインセンティブだけでなく、イノベーションの促進のためにイノベーションボックス税制による**アウトプットに対するインセンティブの導入**が進んでいる。
- 2000年代から**欧州各国で導入**が始まり、直近では**シンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討**が進展。
- イノベーションの国際競争が激化する中、我が国の**研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押し**することを目的に、我が国では令和6年度の税制改正大綱において、**イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）**の創設を決定。

- 租税特別措置として、**令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度**が対象
- 対象知財から生じるライセンス所得・譲渡所得のうち、最大30%を所得控除



※1 本税制の対象法人は法人税法における青色申告書を提出する法人

## <各国・地域のイノベーションボックス税制の導入状況（括弧内は導入年数）>

フランス（2001）、ベルギー（2007）、オランダ（2007）、イギリス（2013）、韓国※2（2014）、アイルランド（2016）、インド（2017）、イスラエル（2017）、シンガポール（2018）、スイス（2020）、香港（2024）

※2 韓国では中小企業を対象とした制度。

# イノベーション拠点税制の概要

- 本制度は、「対象となる知的財産」の「ライセンス取引又は譲渡取引から生じる所得」に対し、「主に国内で自ら行った研究開発の割合」を乗じた金額の「30%」を課税所得から控除できるもの。
- 経済産業省のホームページにおいて、制度詳細（法令・ガイドライン等）を公表。  
(当該HP「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について」のURL：[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax/about\\_innovation\\_tax.html](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html))

## 所得控除額算定式

$$\text{損金算入額 (所得控除額)} = \text{制度対象所得}^{\ast 1} \times \text{自己創出比率} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

知財由来の所得

### ① 対象となる知的財産

- 特許権（海外で登録されたものも含む）
- AI関連のプログラムの著作物  
(申告法人が令和6年4月1日以後に取得したもの)

### ② 対象となる知的財産から得られた所得

- ライセンス所得  
(関連者<sup>※3</sup>からのライセンス所得を除く。)
- 譲渡所得  
(関連者又は国外からの譲渡所得を除く。)

### ③ 自己創出比率の計算方法

- 申告法人が主に「国内で」、  
「自ら」行った研究開発の割合

※1 制度対象所得と対象事業年度の全体の所得<sup>※2</sup>を比較して、いずれか小さい方の額に所得控除率(30%)を乗じて所得控除額を決定する。

※2 通算法人の場合、「対象事業年度の全体の所得」は、通算グループ全体の通算前所得金額の合計額から通算前欠損金額の合計額を控除した金額から、通算グループ全体の控除未済欠損金額の合計額を控除した金額を当該通算法人の通算前所得金額の比で按分した金額。

※3 「関連者」とは、税制の対象となる法人が発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上の数又は金額を直接又は間接に保有する場合か、逆に税制の対象となる法人が発行済株式又は出資の50%以上を直接又は間接に保有されている場合等、特殊な関係がある者を指す。

# 本税制の対象となる知的財産

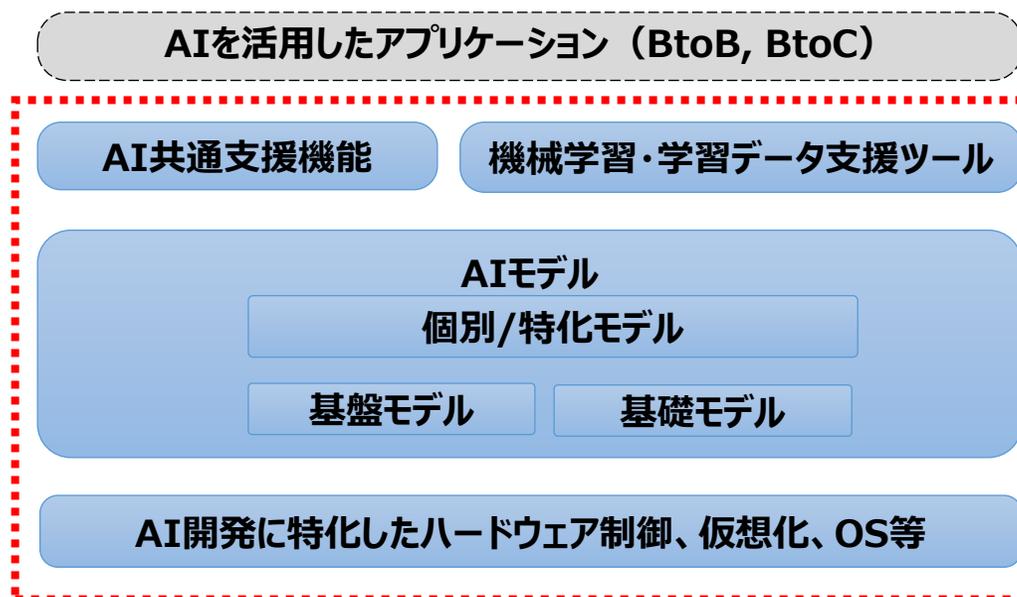
- 対象知財は、我が国の国際競争力の強化に資するもの※のうち、特許権又はAI関連のプログラムの著作物であって、申告法人が令和6年4月1日以後に取得又は製作したもの。

※ 「我が国の国際競争力の強化に資するもの」とは、風営法関連の事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものでないもの。

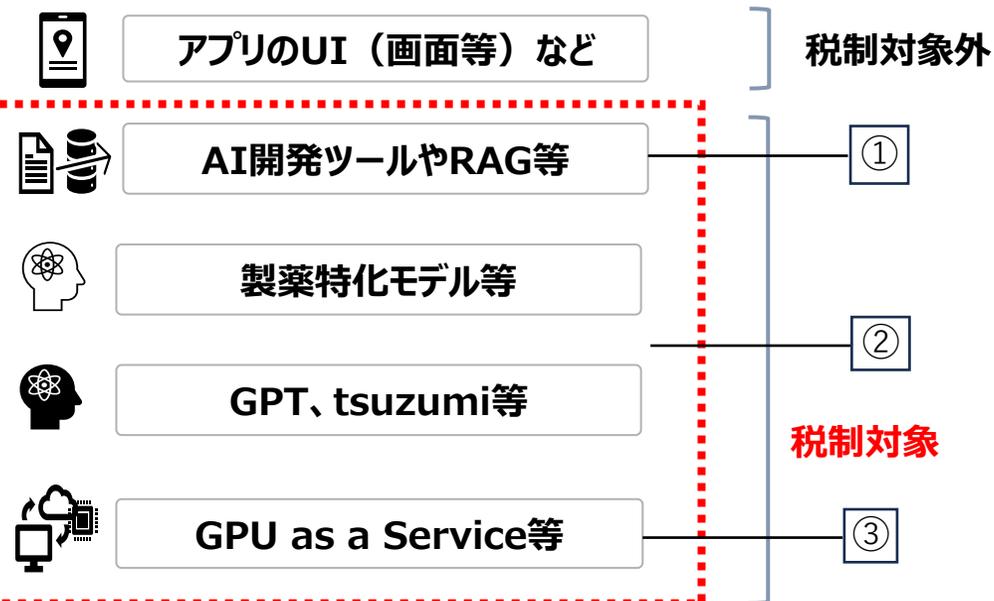
## 本税制の対象となるAI関連のプログラムの著作物

- ① **AIモデルによる機械学習をサポート（効率化・性能向上）するプログラム**（例：学習に必要なデータのタグ付けツール、RAG（検索拡張生成）等）
- ② **AIモデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラム**（例：基盤モデルや、個別の環境に特化したモデル 等）
- ③ **機械学習アルゴリズムの実現に必要なプログラム**（例：クラウド上でGPU等のハードウェアを稼働させるために必要な制御ソフト 等）

### 税制対象のAI関連プログラムのイメージ



### プログラムの例：



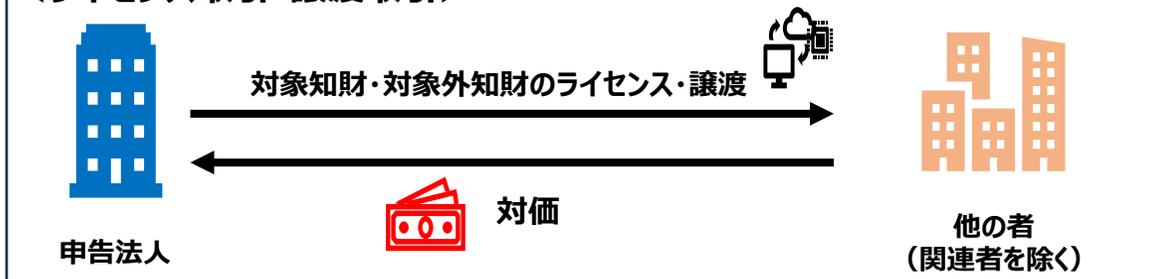
# 本税制の対象となる所得

- 対象知財と対象外知財を含む複数知財を同時に取引する際、本税制の適用を受けるためには、**契約において対象知財の対価の額※が明らかにされている必要がある。**
- 対象となる知財と**一体不可分で取引されるノウハウ等を含む取引**については、**一定の要件を満たした場合に限り**、それぞれの対価の額が明らかとされていない場合であっても、当該取引の対価の額を本税制の**対象とすることができる。**

※ AI関連のプログラムの著作物を含むソフトウェアについて、使用許諾に係る契約を結んだ場合は、その契約において示された、対象となるAI関連のプログラムの著作物に係る対価の額が本税制の対象。SaaSのように、ソフトウェアをサービスとして提供する場合は対象になるかどうかは、当該サービスがAI関連のプログラムの著作物の使用許諾に係るものであるか否かで判断。

## 「対価の額が明らか」な契約

### <ライセンス取引・譲渡取引>



「対価の額が明らか」とは次のいずれかが示されている場合等が該当。

#### ① 対象知的財産ごとの対価の額

特許A(対象)：◆<sub>A</sub>円、特許B(対象)：◆<sub>B</sub>円、特許C(対象外)：◆<sub>C</sub>円

#### ② 取引全体に占める対象知的財産の対価の割合

全体：◆円、特許A(対象)：●<sub>A</sub>%、特許B(対象)：●<sub>B</sub>%、特許C(対象外)：●<sub>C</sub>%

#### ③ 取引全体に占める対象知的財産群の対価の割合

全体：◆円、特許A及びB(対象)：●<sub>AB</sub>%、特許C及びD(対象外)：●<sub>CD</sub>%

## ノウハウ等と一体不可分の取引の扱いについて

以下をすべて満たす場合、対象知財に付随して取引されるノウハウ等の提供を含む取引の対価の額を対象とすることが可能。

- ① 契約に係る書類、交渉経緯等から、**ノウハウ等の提供に係る対価の額が設定されていないことが明らか**であること。
- ② 取引実績として**当該ノウハウ等が単体で取引されている契約がなく、今後も当該ノウハウ等が単体で取引されないこと。**
- ③ 契約に係る書類、交渉経緯や特許クレームと当該ノウハウの内容等において、**対象知財と当該ノウハウ等の関連性について説明がなされていること。**

### <例>

- 全体(特許A(対象)、特許B(対象)、ノウハウC(対象外)で構成)：◆円
- ⇒ 上記①～③を満たす場合、全体の対価の額が税制の対象。
- ⇒ 上記①～③を満たさない場合、全体の対価の額は税制の対象にならず、特許A及びB(対象)の対価の額が明らかである場合にのみ、当該対価の額が税制の対象。

# 自己創出比率の計算

- 申告法人が対象知財の取得又は製作をするために必要となった研究開発費のうち、**主に国内で自ら行った研究開発費の割合を計算。**
- 研究開発費の範囲については、原則として直接関連する費用を全て抽出して計算する必要がある。例外として、対象知的財産が創出された**研究開発プロジェクトの研究開発費**※1, ※2を「直接関連する研究開発費等の額」とすることも可能。

※1 研究開発プロジェクト単位で研究開発費等を管理していない場合は、対象知的財産が創出された事業部門（事業部門単位の管理も行っていない場合は企業全体）の研究開発費等を「直接関連する研究開発費等の額」とすることも可能。

※2 特許出願後又はAI関連のプログラムの著作物の完成後の研究開発費等の額は、直接関連する研究開発費等の額の対象にならない。

$$\text{損金算入額 (所得控除額)} = \text{制度対象所得 知財由来の所得} \times \text{自己創出比率} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

$$\text{自己創出比率} = \frac{\text{適格研究開発費の合計額}}{\text{研究開発費の合計額}}$$

※3 本税制の適用を受けようとする事業年度と過去2事業年度の合計3事業年度の申告法人全体の研究開発費を用いる。

(**経過措置期間中** (令和7年4月1日～令和9年3月31日まで) であれば、一定の場合、**申告法人全体の研究開発費**※3を用いて自己創出比率を計算する。  
**経過措置期間後** (令和9年4月1日から) であれば、**対象知財に直接関連する令和7年4月1日以後の申告法人の研究開発費**を用いて自己創出比率を計算する。)

**研究開発費の額** : **研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額**に支払利子等に関する一定の調整を加えた金額。

**適格研究開発費** : 研究開発費のうち、次に掲げる①～③の金額を除いた額。

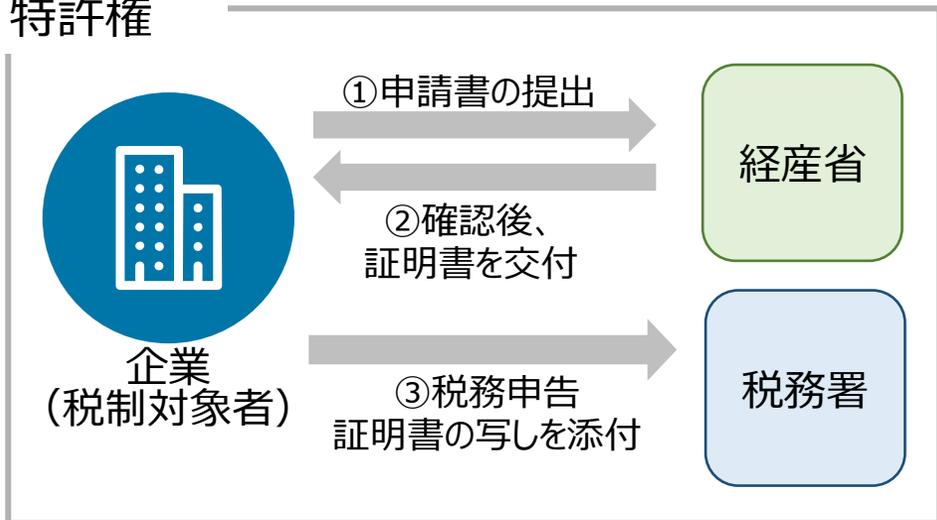
- ①他の者から特許権又はAI関連のプログラムの著作物を取得した際に要した費用、又は当該特許権等について専用実施権等の独占的ライセンスへの支払ライセンス料※4
- ②国外関連者に対する委託試験研究費
- ③国外事業所等（PE）を通じて行う事業に係る研究開発費の額。

※4 関連者から適格特許権等についてライセンスを借り受け又は譲り受けた場合、その取引の額が移転価格税制上の独立企業間価格の考え方に沿って設定されたものであることを示す文書化が求められることになる。

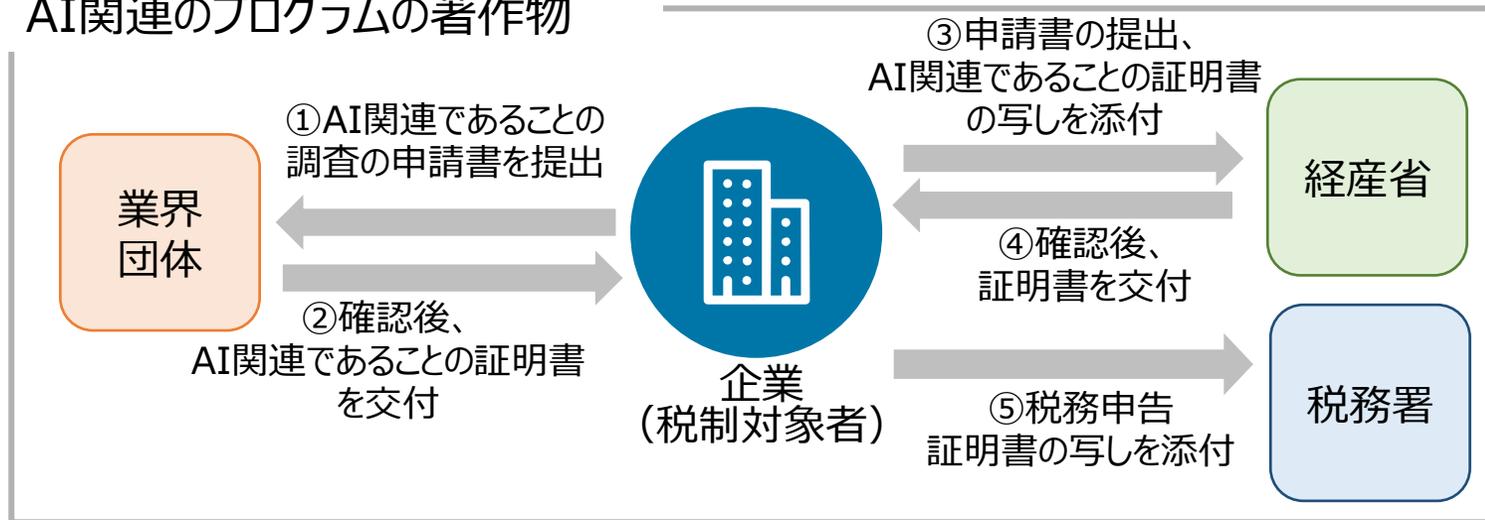
# 経済産業省による証明書交付手続き

- 対象知財であることや、その知財に関連する研究開発の判別については、経産省において確認・証明を実施。
- AI関連のプログラムの著作物であることについては、専門的な知見が必要であることから、(一社)ソフトウェア協会による事前確認を受ける運用とする。
- 申請は、事業年度末日の60日前から30日後の期間に実施することが必要。申請に先立って経済産業省への事前相談を行うことが可能。事前相談は通年で受け付けている。

## 特許権



## AI関連のプログラムの著作物



経済産業省は対象知財であることや、その知財に関連する研究開発を判別する役割を担うことから、申請書では以下の項目の記載を求める。

申請書で記載を求める項目	項目内にある具体的な記載事項
特許権	特許番号、登録日
AI関連のプログラムの著作物	製造日、プログラムの名称、プログラムの概要
研究開発テーマ	実施内容、実施時期、担当部署、特許権・AI関連のプログラムの著作物と研究開発テーマの関連性、 ※他者からの対象知財の取得・ライセンスの有無、海外関連者への委託研究開発活動の有無、PEでの研究開発活動の有無

※ 経過措置が適用される場合、他者からの対象知財の取得・ライセンスの有無、海外関連者への委託研究開発活動の有無、PEでの研究開発活動の有無の項目は記載しなくてよい。